

資料1 地域への依頼事務見直し指針について

1 前回の市民自治推進本部における決定

平成24年5月31日に開催された市民自治推進本部において、行政からのさまざまな依頼による地域の負担の軽減を図るため、**地域への依頼時のルールを定め、全庁統一のガイドラインを策定することを決定**した。

ガイドライン策定に当たっては、検討に先立ち依頼事務の全庁調査を実施するとともに、「地域への依頼ガイドライン策定ワーキング」を市民自治推進本部内に設置し、**地域の意見や各区の意見を反映しながら、ワーキング内で案をまとめ、市民自治推進本部での決定を経て施行**することとした。

2 依頼事務の現状調査

地域への依頼の種類や件数を把握するため、24年6月に依頼事務の全庁調査を実施。

【行政からの依頼事務に関する状況調査結果(平成23年度実績)】

依頼区分	委員等の推薦	会議等への出席	催し等への動員	事業協力					計
				周知依頼	集金依頼	希望者とりまとめ	意見集約合意形成	その他	
件数	47	249	94	48	4	28	21	41	532

依頼の件数では「会議等への出席」が249件と最も多く、次いで「催し等への動員」が94件となっている。

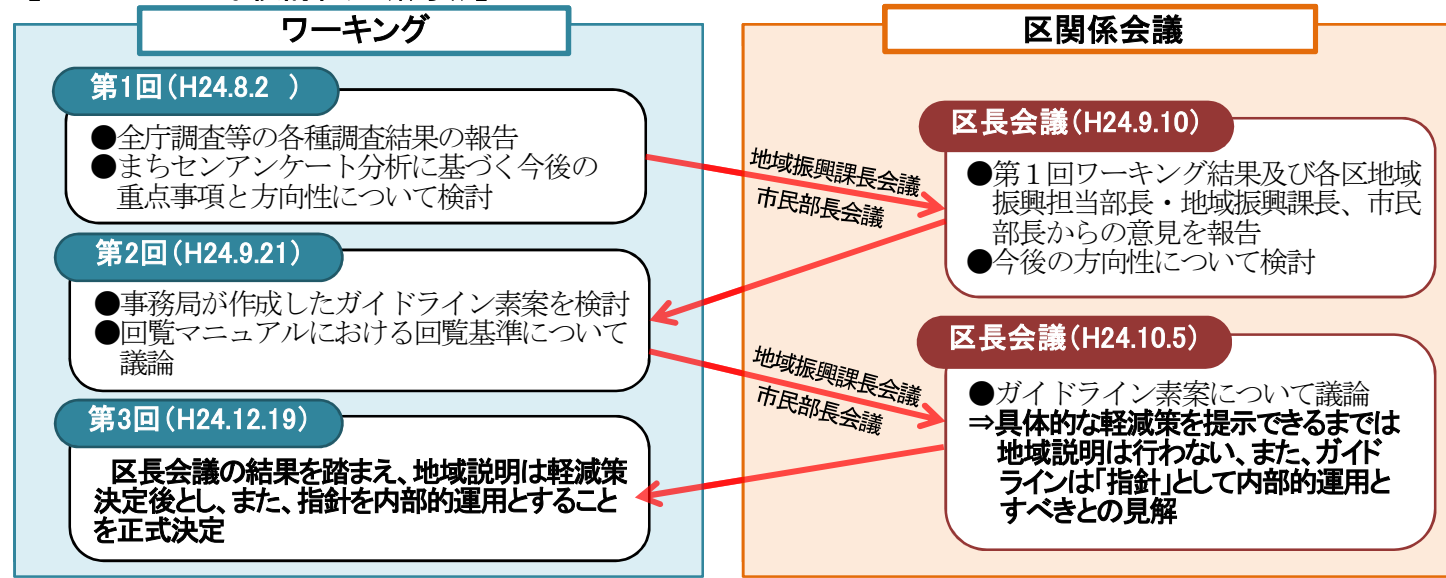
しかしながら、**依頼件数は必ずしも負担感の度合いを示しているものではなく、依頼の性質や対象、範囲等によって地域の負担感は異なる。**

3 指針案策定までの経緯

ワーキングでは、まちセンアンケート等の調査結果の分析に基づき、「地域への依頼ガイドライン」素案を作成。区関係会議においても検討を行った。

市民自治推進本部では、ガイドラインの素案段階で地域に説明し、地域意見を踏まえてガイドラインを策定することとしていたが、区長会議（市民自治推進本部長出席）における検討の結果、**地域には具体的な負担軽減策を固めてから説明することとし、また、ガイドラインは、名称を「地域への依頼事務見直し指針」と改めて内部的運用とすべきとの見解**が示された。この結果を踏まえ、内容の見直しを行った。

【これまでの主な検討経過(概要)】



4 地域への依頼事務見直し指針について

第1章 指針の目的

本指針は、地域への依頼事務の改善を市全体で継続的に取り組むための仕組みとして定めるものであり、指針の運用によって全庁の依頼事務を集約・分析し、その分析を基に、事務局と各所管課によって個別の依頼事務についての具体的な負担軽減策を検討し、市民自治推進本部における決定の上、実施していく。

第2章 依頼の必要性のチェックと実施方法の見直し

- 依頼の必要性の自己チェック
地域への依頼は、「札幌市が施策を実施する上で地域の協力・実施が不可欠なもの」に限り、地域への依頼が不可欠でないものは廃止する。
- 実施方法の見直し・改善
地域への依頼が不可欠であるものについて、これまでの地域からの意見も踏まえて、実施方法の改善策を講じる。

第3章 依頼内容の明確な説明

- 依頼時の明確な説明
依頼の趣旨や方法を分かりやすく示すために、地域に依頼しなければならない理由や地域からの意見・要望を受け付けることなど、依頼文によって地域へ依頼する際のルールを定める。
- 依頼内容記録シートの作成・提出
各部署が地域に対してどのような依頼を行っているかを一元的に把握し、改善点を分析するため、各所管課は依頼を実施する毎に「依頼内容記録シート」を作成し、事務局に提出するとともに関係区へ情報提供する。

第4章 地域意見を反映した継続的な改善

- 意見集約シートの作成・提出
依頼に対する地域意見を市民自治推進本部が集約し、次期取組に反映させていくため、各所管課に寄せられた意見を「意見集約シート」に記録し、毎年度、事務局に提出する。

⇒ 各所管課から提出を受けた二つのシートから、事務局が依頼事務の性質や改善点等を分析する。

5 今後のスケジュール

指針は、全庁への取組の周知を経て25年度から運用するとともに、**回覧ルールの徹底や会議開催情報の共有、委員の推薦に関するまちづくりセンターへの情報提供など、すぐに着手できる取組については随時実施**していく。

並行して、**事務局と各所管課による個別の依頼事務についての具体的な負担軽減策の検討を行い、市民自治推進本部において決定し、地域への説明の上、26年度から実施する。**

